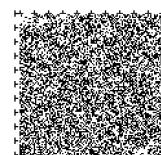


# 資料編

---



## 1 用語解説

### あ行

#### ■ アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助に出向くことができない人に対し、援助機関や援助者側が、関係機関との連携体制の構築により、支援対象者に関する情報を把握できるようにし、相談窓口で相談を待つのではなく、積極的に働きかけ必要に応じて支援を届ける取組。

#### ■ アクセシビリティ

高齢者、障害のある人をはじめとする誰もが不自由なく（製品やサービスを）利用できる状態を指す。Access（近づく、アクセスするの意味）とAbility（能力、できることの意味）という2つの単語からできている。

#### ■ アセスメント

本人が抱える課題を包括的に把握し、課題の抽出、背景・要因の分析の上で解決の方向性をまとめていくこと。

#### ■ NPO（特定非営利活動法人）

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」と呼ぶ。

### か行

#### ■ 介護予防リーダー

地域の住民を主体として介護予防活動を推進する役割を担う人材のこと。福生市においては、介護予防リーダー養成講座を受講した人が介護予防リーダーとして活動している。

#### ■ 基幹相談支援センター

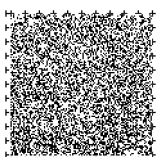
障害福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関のこと。多種多様な障害特性や生活ニーズに対応し、困りごとや“生きづらさ”を抱える障害のある人等が相談できる窓口。具体的な障害福祉サービス利用につながらない相談事項にも対応する、地域課題を解決するための地域連携体制の構築を図る、人材育成やバックアップなどを担う等の役割がある。

#### ■ 権利擁護

高齢者や障害のある人等、支援を必要とする人の権利や尊厳を守り、その人らしい生活を送ることができるよう支援すること。

#### ■ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。



## ■ 更生保護

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し、改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動。

## ■ 高齢者住宅・高齢者対応住宅

本計画においては、高齢者住宅は、福生市における市営住宅のうち、65歳以上を申込資格とした市営住宅のことを指し、高齢者対応住宅は、60歳以上、障害のある人等を申込資格とした市営住宅のことを指す。

## ■ 高齢者見守りステーション

高齢者の在宅生活の安心を確保することを目的に、東京都の高齢者見守り推進事業の一環として設置している相談支援の拠点で、福生市では「高齢者見守りステーション」といい、相談員が配置されている。一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、介護保険サービスなどを利用していない人を中心に、相談員が対象者の自宅等を訪問する等による見守り活動を行うとともに、必要に応じ、サービスや支援が必要な方を地域包括支援センターへ引き継ぐ。

## ■ こども家庭センター

市区町村の母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施することを目的とした施設。妊産婦・子育て家庭・子どもからの相談に応じるとともに、サポートプランを活用して対象者と一緒にニーズ・目標・支援内容等を話し合い、各家庭の状況に応じた支援を継続的に実施・調整する役割を担う。福生市では、福生市保健センター内に設置。

## さ行

### ■ 自主防災組織

災害時に備え、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、市内32の町会・自治会を単位として地域を分け、町会・自治会を中心に、地域住民全員が自主的に防災活動に取り組むための組織。

### ■ 自立相談支援事業

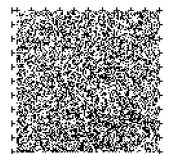
生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度の事業の一つ。生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、どのような支援が必要かを支援員と相談者が一緒に考え、具体的な支援計画を作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

### ■ 身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬のこと。身体障害のある人の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬。

### ■ 生活困窮者

生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」のことをいう。



## 生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度。一人ひとりの状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など様々な支援を提供する。

## た行

### ダブルケア

育児と介護が同時期に発生する状態。平均初婚年齢・平均初産年齢の上昇が進み、子育て期に入る年齢が上昇することや、高齢化による要介護高齢者の増加により、子育てと高齢者の介護が同時に進行する可能性が高まっている。

### 地域共生社会

「支援する人」「支援される人」という関係を超えて、地域の様々な人や団体が役割を持ち、協力しながら、全ての人の暮らしと生きがいとともに創っていく社会のことを指す。

### 地域における公益的な取組

平成28年改正社会福祉法第24条第2項において、全ての社会福祉法人の責務として課されている取組で、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われる。社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること、無料又は低額な料金で提供されること等の要件がある。

## 地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする中核機関のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）。

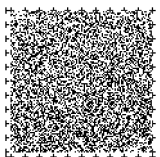
## な行

### 認知症

脳の病気や障害など様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活あるいは社会生活に支障を来した状態をいう。代表的な種類として、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン症状など）などがみられる。

### ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、全ての人が同じように暮らし、生きることができる社会こそがノーマル（普通）であるという理念。



## は行

### 8050（はちまる・ごうまる）問題

高齢の親とその子どもの世帯が、収入が途絶えたり、病気や介護が必要な状態になるなど複合的な課題を抱えることで、孤立・困窮してしまうという問題。「80歳代の親と50歳代のひきこもりの子どもが同居している」といった状況から由来。

### バリアフリー

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方。

### 伴走支援

深刻化する「社会的孤立」に対応するため、本人と支援者が継続的につながり続けることを目的とする支援のこと。相談を受ける伴走者が相談者に対し、継続して寄り添い続けること。

### PDCA

Plan（計画の策定）-Do（計画の実行）-Check（実施状況の確認・評価）-Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方のこと。

### ひきこもり

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人。具体的には、何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な

状態にある、支援を必要とする状態にある、本人やその家族（世帯）を指す。

### 避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者（高齢者や障害のある人等）であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

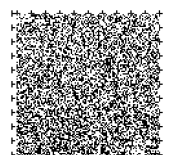
### 福祉サービス第三者評価

中立的な第三者である評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する仕組み。第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者へ情報提供することにより、サービスの内容を利用者に見えるものにすることと、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことを通じて、利用者本位の福祉の実現を目指すもの。

## ま行

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行う。民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行う。



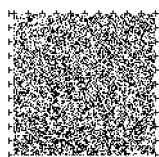
## や行

### ■ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

### ■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもある。



## 2

# 福生市地域福祉推進委員会条例

福生市地域福祉推進委員会条例

平成16年3月30日条例第13号

(設置)

第1条 市民の福祉向上を図るとともに、すべての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう、地域福祉を推進するため、福生市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉その他地域福祉推進に必要な事項について調査、審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、22人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者に対し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 福祉保健関係機関の代表 10人以内
- (3) 医療関係機関の代表 4人以内
- (4) ボランティア団体の代表 2人以内
- (5) 公募による市民の代表 4人以内
- (6) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

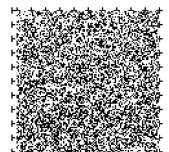
2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。



(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

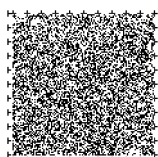
(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則 (平成21年12月21日条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。



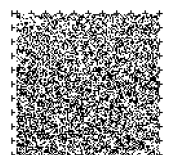
## 3

## 福生市地域福祉推進委員会委員名簿

(令和7年4月1日現在)

委員氏名	所属団体名等	選出区分
◎ 田中愛誠	埼玉県立大学	学識経験者
吉野通正	福生市老人クラブ連合会	福祉保健関係機関の代表
渡邊彩	社会福祉法人福陽会(第2サンシャインビル)	
白石良	社会福祉法人あすはの会(福生学園)	
笹本みゆき	福生市民生委員・児童委員協議会	
大河内公夫	西多摩地区保護司会福生分区	
柿崎ひとみ	ふっさボランティア・市民活動センター	
高橋和子	福生市保育協議会	
杉本芳江	社会福祉法人福生ひまわり会(麦わら帽子)	
小川肇	福生市町会長協議会	
川口修	西多摩保健所(市町村連携課長)	
波多野嗣久	一般社団法人福生市医師会	医療関係機関の代表
三井田章	福生市歯科医師会	
大戸規彰	福生市薬剤師会	
田村清孝	福生病院企業団	
北島浩子	ふっさボランティア・市民活動センター	ボランティア団体の代表
川口貴枝	ふっさボランティア・市民活動センター	
○ 萬沢明	公募	公募による市民の代表
小川恵子	公募	
濱中供子	公募	
半澤比呂美	公募	
高山浩之	社会福祉法人福生市社会福祉協議会	社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表

(選出区分別、敬称略) ◎:会長、○:副会長



## 4 福生市福祉連携会議設置要綱

福生市福祉連携会議設置要綱

平成17年2月15日決定

(設置)

第1条 市における福祉体制の増進・連携強化を図るとともに、福祉に関する計画を効果的に推進し、及び管理するため、福生市福祉連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 福祉体制の増進・連携強化に関すること。
  - (2) 次に掲げる計画の策定及び推進に関すること。
    - ア 福生市地域福祉計画
    - イ 福生市バリアフリー推進計画
    - ウ 福生市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
    - エ 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
  - (3) その他福祉に関すること。

(組織)

- 第3条 会議は、座長及び委員をもって組織する。
- 2 座長は、福祉保健部長の職にある者をもって充てる。
  - 3 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(座長の職務等)

- 第4条 座長は、会議を代表し、会議を総括する。
- 2 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

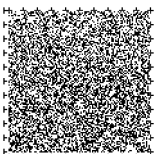
- 第5条 会議は、座長が招集し、かつ、会議の議長となる。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第6条 会議に作業部会（以下「部会」という。）を置く。
- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
  - 3 部会長は、社会福祉課長の職にある者をもって充てる。
  - 4 部会員は、会議が指定した者をもって充てる。
  - 5 部会は、会議から付託された事項を審議する。
  - 6 部会は、部会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。



(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月15日から施行する。

附 則（平成19年4月1日要綱第28号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日要綱第7号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日要綱第24号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日要綱第29号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日要綱第21号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要綱第17号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日要綱第16号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月1日要綱第41号）

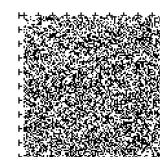
この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日要綱第21号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

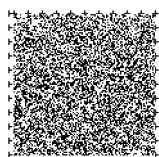
別表（第3条関係）

委員	所掌事項
社会福祉課長 障害福祉課長 介護福祉課長 健康課長 子ども政策課長 子ども育成課長 こども家庭センター課長	第2条各号に掲げる事項
企画調整課長 企画財政部主幹（公共施設担当） 総務課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長 教育総務課長 生涯学習推進課長	第2条第2号に掲げる事項

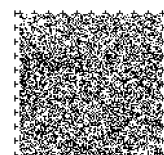


## 5 計画策定までの経過

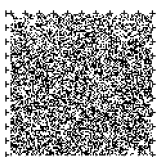
年月日	事項	内容
令和6年 7月25日	令和6年度 第1回福生市地域 福祉推進委員会	(1) 第6期福生市地域福祉計画の令和5年度進捗状況について (2) 第4期福生市バリアフリー推進計画の令和5年度進捗状況について (3) 福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画進捗状況について (4) 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る令和6年度からの計画について (5) 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)進捗状況について (6) 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)に係る令和6年度からの計画について (7) 福生市地域福祉計画及び福生市バリアフリー推進計画の策定について (8) 福生市地域福祉計画及び福生市バリアフリー推進計画に係る基礎調査について
令和6年 10月3日	令和6年度 第2回福生市地域 福祉推進委員会	(1) 次期地域福祉計画の策定に向けた市民調査(案)について (2) 次期地域福祉計画の策定に向けた団体調査について(報告)
令和6年 10月10日 ～10月27日	アンケート調査の実施(地域福祉関連団体調査)	123件配付、回収数82件、回収率66.7% ※11月12日受付分までを反映
令和6年 11月7日 ～11月25日	アンケート調査の実施(市民調査)	18歳以上の市民3,000人配付、回収数967件、回収率32.2% ※12月9日受付分までを反映
令和6年 12月26日 令和7年 1月7日 1月10日	ヒアリング調査の実施	地域福祉関連団体アンケート調査に回答のあった団体のうち11団体へグループヒアリング方式で実施



年月日	事項	内容
令和7年 2月12日	令和6年度 第3回福生市地域 福祉推進委員会	(1) 第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査 報告書(案)について
令和7年 6月2日	令和7年度 第1回福生市地域 福祉推進委員会	・第7期福生市地域福祉計画の策定について(諮問) (1) 地域福祉推進委員会について (2) 地域福祉計画の策定について (3) 今期(令和7年度~令和9年度)委員会のスケジュー ールについて
令和7年 6月25日	令和7年度 第1回福生市福祉 連携会議	(1) 第6期福生市地域福祉計画進捗状況について (2) 第4期福生市バリアフリー推進計画進捗状況につ いて (3) 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障 害児福祉計画進捗状況について (4) 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期) 進捗状況について (5) 第7期福生市地域福祉計画策定に係る作業部会の 設置及び部会員の指定について
令和7年 7月7日	令和7年度 第2回福生市地域 福祉推進委員会	(1) 第6期福生市地域福祉計画の令和6年度進捗状況 について (2) 第4期福生市バリアフリー推進計画の令和6年度 進捗状況について (3) 福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障 害児福祉計画の令和6年度進捗状況について (4) 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期) の令和6年度進捗状況について
令和7年 7月22日	令和7年度 第1回福生市福祉 連携会議作業部会	(1) 会議概要・日程等 について (2) 第7期福生市地域福祉計画の骨子案について (3) 第7期福生市地域福祉計画の進捗管理方法について
令和7年 8月4日	令和7年度 第3回福生市地域 福祉推進委員会	(1) 第7期福生市地域福祉計画骨子案について
令和7年 8月25日	令和7年度 第2回福生市福祉 連携会議作業部会	(1) 第7期福生市地域福祉計画素案について (2) 計画策定に係る今後の流れについて
令和7年 9月8日	令和7年度 第2回福生市福祉 連携会議	(1) 第7期福生市地域福祉計画の素案について



年月日	事項	内容
令和7年 9月24日	令和7年度 第4回福生市地域 福祉推進委員会	(1) 第7期福生市地域福祉計画素案について (2) 障害者生活実態調査について (3) 高齢者生活実態調査について
令和7年 10月22日	令和7年度 第5回福生市地域 福祉推進委員会	(1) 第7期福生市地域福祉計画答申案について (2) 障害者生活実態調査について (3) 高齢者生活実態調査について ・第7期福生市地域福祉計画の策定について（答申）
令和7年 12月11日～ 令和8年 1月9日	パブリックコメン ト（市民意見公募）	福生市地域福祉推進委員会からの答申を踏まえて作成した計画案を公表し、市民からの意見募集を実施
令和8年 2月6日	令和7年度 第6回福生市地域 福祉推進委員会	(1) 第7期福生市地域福祉計画（案）に関する意見募集 （パブリックコメント）の結果及び意見に対する考え方について (2) 障害者生活実態調査について (3) 高齢者生活実態調査について



## 6 諮問書（写し）



福福祉発第 95 号  
令和 7 年 6 月 2 日

福生市地域福祉推進委員会 会長 殿

福生市長 加藤 育 男



第 7 期福生市地域福祉計画の策定について（諮問）

現行の第 6 期福生市地域福祉計画を見直し、令和 8 年度を初年度とする第 7 期福生市地域福祉計画を策定するに当たり、計画の基本的な考え方、内容等について、貴推進委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。

## 7 答申書（写し）



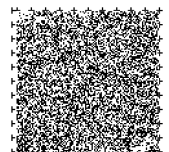
令和 7 年 10 月 22 日

福生市長 加藤 育 男 様

福生市地域福祉推進委員会  
会長 田 中 愛 誠

第 7 期福生市地域福祉計画の策定について（答申）

本委員会は、令和 7 年 6 月 2 日付け福祉発第 95 号をもって諮問された、第 7 期福生市地域福祉計画の策定について、その基本的な考え方、内容等を審議した結果、意見がまとまりましたので、別紙のとおり答申します。



## 8 関係法令

### ●社会福祉法（抄）

昭和26年3月29日法律第45号

#### （目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### （福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

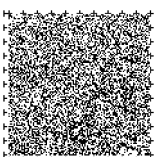
2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。



3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

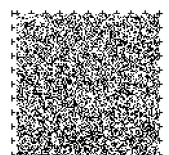
- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抄）

平成18年6月21日号外法律第91号

（目的）

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。



(基本理念)

第1条の2 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第7条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

平成25年6月26日号外法律第65号

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

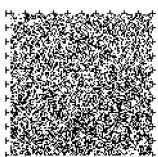
第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。



(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

## ●成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

平成28年4月15日号外法律第29号

(目的)

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

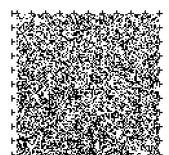
第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第6条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。



(関係機関等の相互の連携)

第8条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

●再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

平成28年12月14日号外法律第104号

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

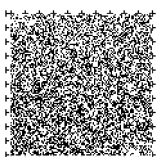
(国等の責務)

第4条

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



●東京都福祉のまちづくり条例（抄）

平成7年3月16日条例第33号

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、東京都（以下「都」という。）、事業者及び都民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者並びに都民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人的能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的とする。

（都の責務）

第3条 都は、事業者及び都民の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、福祉のまちづくりに関する施策に、事業者及び都民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 都は、事業者及び都民の福祉のまちづくりに関する活動並びに区市町村の福祉のまちづくりに関する施策の実施に対し、これらの者の福祉のまちづくりを推進する上で果たす役割の重要性にかんがみ、必要に応じて支援及び協力を行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

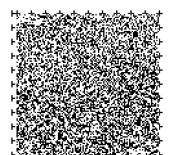
第4条 事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

- 2 事業者は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業の実施に当たり、高齢者や障害者を含めたすべての人の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

（都民の責務）

第5条 都民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

- 2 都民は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 都民は、高齢者や障害者を含めたすべての人の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。



## 第7期福生市地域福祉計画

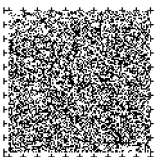
令和8年3月発行

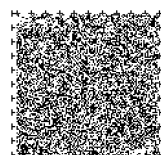
発行：福生市

編集：福生市福祉保健部社会福祉課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

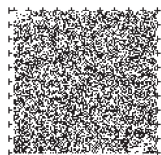
TEL：042-551-1511（代表）







FUSSA CITY



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。